

3階建て建築物の直結直圧式給水に関する施工基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川西市水道事業給水条例(昭和34年川西市条例第18号)、川西市水道事業給水条例施行規程(昭和49年川西市水道事業管理規程第5号)及び川西市給水装置工事基準他に定めるほか、3階建て建築物に直結直圧式で給水する給水装置工事の設計及び施工に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 適用条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 受水槽式を適用する基準に該当しない施設・建物等であること。
- (2) 3階建ての建物(不動産登記または建築確認による)で、最上階の給水栓の高さが配水管から9m以下であること。
- (3) 配水管から給水引込管に分岐する箇所での配水管内の最小動水圧が0.25MPa以上あること。
- (4) 給水引込管の口径は、配水管の配水能力等を鑑み最大50mmとし、付近各戸に影響を及ぼさないよう分岐する配水管の口径より少なくとも1口径小さい口径であること。(管均等表を考慮する。)

給水引込管口径	被分岐管口径
25mm	40mm～150mm
40mm	50mm～150mm
50mm (75不断水工法での分岐とする。)	75mm～150mm

被分岐管口径が150mmを超える場合は、その都度分岐の可否について管理者が判断する。

- (5) 使用水量が確定していること。
- (6) 給水引込管の流速が2.0m/s以下となること。

給水引込管口径	流量・戸数
25mm	60l/min まで
40mm	154l/min まで 集合住宅で1棟最大6戸まで(ファミリータイプ) 集合住宅で1棟最大9戸まで(ファミリータイプ以外)
50mm	241l/min まで 集合住宅で1棟最大12戸まで(ファミリータイプ) 集合住宅で1棟最大18戸まで(ファミリータイプ以外)

ファミリータイプの居住人員は3.5人、ファミリータイプ以外の居住人員は2人とする。

(7) 所定の設計水圧に対して水理計算が成り立つこと。

配水管内の最小動水圧(現地近傍3日間測定)	設計水圧
0.25MPa以上0.30MPa未満	0.20MPa
0.30MPa以上	0.25MPa

(8) 設置するメーターの口径が25mm以上でその口径と同口径の給水栓等給水用具がある場合は付近各戸に影響を及ぼさないよう、定流量弁または流量調整器を設置し、使用水量に調整すること。

(9) 出水不良が生じた際は、新たに申請を行い受水槽式に変更すること。(直結増圧式が適用できる場合は、受水槽式に代えて直結増圧式とすることができる。)

(給水方式の併用)

第3条 3階直結直圧給水方式と他の給水方式との併用は認めない。

(給水装置の基本構造)

第4条 給水装置の基本構造は、次のとおりとする。

- (1) 20mm、25mm
分水栓 直結止水栓 メーター 逆止弁付止水栓(単式逆止弁+伸縮可とう継手)
- (2) 40mm
分水栓 直結止水栓 メーター 甲型止水栓
- (3) 50mm
不断水T字管 ソフトシール仕切弁 甲型止水栓 メーター 甲型止水栓
(75mm) (75mm)

(メーター装置)

第5条 メーター装置の設置は、メーター設置基準によるものとし、構造は上記及び給水装置工事基準並びに各戸検針契約に基づく構造によるものとする。また、メーター取替時の断水が支障となる場合は、メーターバイパスユニットを設置すること。

(給水装置の材料等)

第6条 材料の規格及び使用材料については、給水装置工事基準によるものとし、次の各号に掲げる事項を考慮すること。

- (1) 材料及び器具の選定は、摩擦損失を考慮し、給水に影響のないようにすること。
- (2) 露出する配管は、たわみ、振れ等を防止するため適当な間隔で取付金具等を用いて構造物に固定すること。また、防凍対策を講じること。
- (3) 各立ち上がり配管の基部には、止水器具を設置すること。
- (4) 立ち上がり配管の最上部や配管上で空気のたまりやすい位置に、停滞した空気の自動排出、管

内に充水する際の空気排出、そして立ち上がり管内の負圧解消の機能を有する吸排気弁等を設置することとする。この場合、パイプシャフト内でドレン設備を設ける等、必要な排水措置を講ずることとする。また、吸排気弁の上流には、取替用止水器具を設置することとする。尚、立ち上がり管の口径に対する必要吸気量は、下表に示す値とする。

立ち上がり管口径	(mm)	20	25	40	50
吸気量	(L/m)	90	150	480	840

- (5) 湯沸かし器、自動水栓（センサーの働きで吐水及び止水を自動的に行う水栓）、洗浄弁（フラッシュバルブ）、直結式洗浄弁等水圧を必要とする器具を設置するときは、その給水器具が適正に使用できるかどうかをメーカー等に確認の上設置すること。

（3階直結直圧式給水に係る事前協議等）

第7条 3階直結直圧式で給水を受けようとする者は、川西市水道事業給水条例第13条に規定する給水装置工事の申込み在先立ち、次の各号に掲げる事項を協議すること。

- (1) 設計水圧協議申込書（様式-1）を管理者に提出し、設計水圧通知書（様式-2）を受け取ること。
- (2) 主任技術者は、管理者が通知した設計水圧により当該給水装置の水理計算を行い、設計協議申込書（様式-3）を管理者に提出し、設計協議回答書（様式-4）を受け取ること。また、既設の給水設備を改造する場合は、事前に当該給水設備の調査を行い、設計協議申込書と同時に既設給水設備調査報告書（様式-6）を提出すること。
- (3) 給水装置工事を申込み際に、給水装置工事申込書と同時に設計協議回答書（様式-4）の写し及び3階直結直圧式給水に関する誓約書（様式-5）を提出すること。なお、工事申込内容と設計協議内容が異なる場合は、再度設計協議からやり直すこと。
- (4) 戸建住宅の場合に限り、設計協議申込書（様式-3）の提出は不要とし、給水装置工事申込時の審査のみとする。ただし、申込時には3階直結直圧式給水に関する誓約書（様式-5）を提出すること。

（既設給水設備の改造）

第8条 既設給水設備の改造は、次の各号に掲げるすべての事項を満たすこと。

- (1) 水道法施行令第5条の基準に適合すること。
- (2) 給水装置配管図（管種・管径等を明記した各階給水平面図、系統図、詳細図等）を提出すること。
- (3) 水圧試験（0.75MPaの水圧を1分間加圧）を行い、漏水がないこと。
- (4) 管（ライニング）更生工事を施工していた場合は、水質基準に関する省令に掲げる項目の水質検査を行い、水質試験成績証明書を提出すること。また、管更生工事の施工計画書、報告書、塗料の浸出性能基準適合証明書等施工資料を提出すること。

(竣工検査)

第9条 竣工検査は、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) メーター装置 (メーターバイパスユニット) の設置位置
- (2) 逆止弁付止水栓 (単式逆止弁 + 伸縮可とう継手) の設置状況
- (3) 立ち上がり配管基部の止水器具設置状況
- (4) 立ち上がり配管上部の吸排気弁及び取替用止水器具設置状況
- (5) 3階直結直圧式給水に関する誓約書 (様式 - 5)
- (6) その他給水装置工事竣工検査

(管理区分と維持管理)

第10条 管理区分は、配水管 (給水管) から分岐しているすべての給水装置は、所有者の管理区分となり、所有者の責任において維持管理を行うこと。

(3階直結直圧式給水に関する誓約)

第11条 所有者は、次の各号に掲げる事項について誓約すること。

- (1) 当該給水装置に係る使用者又は利用者からの苦情及び問題の対応は、所有者が責任をもって解決すること。
- (2) 水栓の同時使用等水圧低下や湯水時の制限給水により水の出が悪くなることに対して、異議を唱えないこと。また、出水不良が発生した場合は、所有者の責任において速やかに適切な給水方式への変更等を行い、出水不良に対処すること。
- (3) 当該給水装置の修理等維持管理は、所有者の責任で行うこと。
- (4) 当該給水装置の所有権が第三者に移行する場合は、新たな所有者に誓約書の内容を継承すること。また、川西市水道事業給水条例第8条の規定に基づき「給水装置所有権変更及び所有者異動届」を提出すること。
- (5) 断水、メーター交換等上下水道局業務について、異議を唱えないこと。また、当該給水装置に関して問題が生じたときは、所有者が責任をもって解決すること。

(その他)

第12条 この基準の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年2月1日から実施する。